

和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

～ P C B 廃棄物の全量適正処理をめざして～

平成 1 7 年 2 月
(平成 2 7 年 9 月改訂)

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課

和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 目次

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の目的

- 1 策定の背景
 - (1) ポリ塩化ビフェニルの歴史
 - (2) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定
- 2 この計画の目的及び期間
 - (1) 目的
 - (2) 期間

第2章 PCB廃棄物の現状及び処分量の見込み

- 1 廃棄物の現状
 - (1) PCB廃棄物の保管状況
 - (2) その他の状況
- 2 使用中の製品
- 3 PCB廃棄物の処分見込み量
- 4 県内外の移動について

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制

- 1 拠点的広域処理体制の整備
 - (1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制
 - (2) 低濃度PCB廃棄物の処理体制
 - (3) 県内におけるPCB廃棄物の処理
- 2 収集運搬体制の整備
- 3 保管事業者による処理の支援
- 4 県及び和歌山市の役割
 - (1) PCB廃棄物の実態把握に係る施策等
 - (2) 安全性確保のための監視、指導等
 - (3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入
 - (4) 関係機関との連携
 - (5) PCB含有電気機器の掘り起こし調査
 - (6) 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策
 - (7) PCB廃棄物処理基金の造成
- 5 保管事業者の役割
- 6 収集運搬業者の役割
- 7 その他関係者の役割

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- 1 PCB処理計画の実施及び見直し
- 2 PCB使用製品を含む家電製品の処理
- 3 使用中のPCB含有電気機器の保有事業者への対応

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の目的

1 策定の背景

(1) ポリ塩化ビフェニルの歴史

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、水に溶けず、化学的に安定し、電気絶縁性が良く、沸点が高い等の性質を有した工業的に合成された化合物である。明治14年（1881年）にドイツのシュミット・シュルツ博士が合成に成功し、昭和4年（1929年）には米国スワン社（後にモンサント社に合併）により本格生産が開始され世界的に普及した。なお、PCBは、その特徴により、トランスやコンデンサ等の電気機器の絶縁油や、熱媒体、感圧紙（いわゆるノンカーボン紙）として用いられてきた。

我が国においては、昭和20年（1945年）代半ばから輸入が開始され、昭和29年（1954年）以降、国内で本格的に生産されるようになり、昭和47年（1972年）に製造中止されるまでの間、約5万9千トンが生産され、輸出入分を加減した約5万4千トンが国内で使用されてきた。そのうち約3分の2がトランス等の電気機器に使用されていたと考えられている。

PCBは、脂肪に溶けやすく、化学的に分解しにくいことから、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。PCBが大きくとりあげられる契機となった事件として、カネミ油症事件がある。米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられたPCB等が混入したことが原因で、昭和43年（1968年）10月、西日本を中心に米ぬか油による食中毒が発生し、約1万3千名が罹患したといわれる。

このような事象が世界各地で発生したことから、OECD（経済協力開発機構）では、昭和48年（1973年）に原則生産禁止が決議され、日本においては、昭和47年（1972年）に行政指導により製造中止と使用者による保管義務が求められていたところであるが、昭和49年（1974年）に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、製造、輸入及び使用が原則禁止されるにいたった。

このように、PCBの製造、輸入及び使用の禁止については、法が整備されたところであるが、行政指導や法規制以前に製造ないし輸入されたPCBの処理が残された課題となった。

(2) PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の制定

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年にかけて一部の製造者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。この流れの中、PCB廃棄物の広域処理の気運が高まり、全国39箇所処理施設設置が検討されたが、カネミ油症事件が国民に与えた心理的な影響や、焼却処理に伴う排ガス等に対する懸念から、いずれも実現に至らなかった。このため、我が国においてはPCB廃棄物の保管が長期化するなど、保管事業者の大きな負担となっていた。

また、国際的には、PCBが全く使用されてこなかった北極圏において人体や動物への汚染が報告されたことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）が採択され、欧米諸国では既にその処理が進んでいる。

このような状況を踏まえ、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が制定され、我が国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされたところである。具体的には、同法はPCB廃棄物の保管事業者は、処理期限内に保管するPCB廃棄物を適正に処理しなければならないこと、PCB廃棄物の譲渡及び譲受を原則的に禁止すること、保管事業者及び処分事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処理状況を都道府県知事に届け出なければならないこと等を定めている。

その後、国の特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が拠点的広域処理施設として整備され、平成16年から全国5か所のPCB処理事業所において計画的な処理が始まった。

しかしながら処理対象物の多様性や作業者による安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により当初予定していた平成28年7月までの処理が困難な状況となったことから平成39年3月まで処分の期限が延長された。

一方、PCB特措法施行後の平成14年になって、PCBを使用していないとされていた高圧トランス・コンデンサ等から微量のPCBが検出されたことを受け、環境省における焼却実証試験

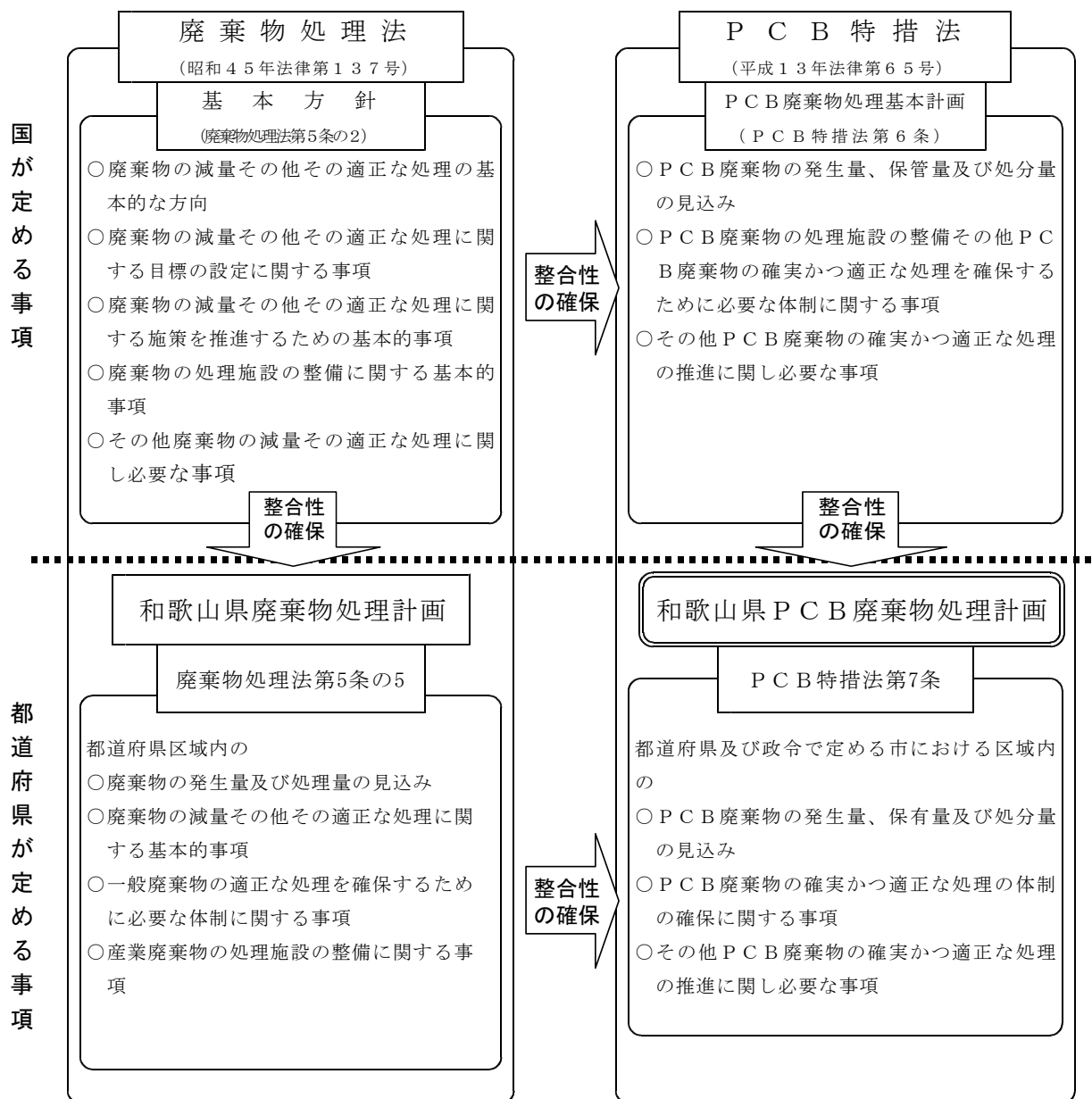
の結果を踏まえ、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」において無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、平成22年度から処理が始まった。

2 この計画の目的及び期間

(1) 目的

「和歌山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「和歌山県PCB廃棄物処理計画」という。）」は、PCB特措法第7条の規定により、国がPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」及び県内の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画である「和歌山県廃棄物処理計画(都道府県廃棄物処理計画)」に即して定めることとされており、和歌山県内のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。なお、和歌山県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係は、図1のとおりである。

図1 和歌山県PCB廃棄物処理計画と他計画との関係



関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

- 第7条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第5条の5第1項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。
- 2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
 - 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項
- 3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう務めなければならない。

（2）期間

本計画の期間は、PCB特措法において処分の期限が平成39年3月31日までと定められていることから平成38年度までとする。

第2章 PCB廃棄物の現状及び処分量の見込み

PCB特措法の規制の対象となるPCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものとされている（PCB特措法第2条第1項）。また、これらPCB廃棄物を保管又は処分する事業者は、毎年度末の保管状況及び処分状況等を都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出なければならないこととされており（同法第8条）、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとされている（同法第25条）。

県内のPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物である高圧トランス・コンデンサ等及びPCB油については、JESCO大阪PCB処理事業所において平成21年7月から処分が開始されている。その他の高濃度PCB廃棄物であるPCB汚染物や蛍光灯などで使用されていた安定器については、JESCO北九州PCB処理事業所において平成27年度から処分が開始された。低濃度PCB廃棄物である微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物については、全国各地で整備が進んでいる無害化処理に係る大臣認定を受けた処理施設等にて適正に処分が行われている。

なお、事業者は保管しているPCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない（同法第3条）とされており、処分までの間、適正にPCB廃棄物を保管しなければならない。

1 廃棄物の現状

（1）PCB廃棄物の保管状況

PCB廃棄物の保管状況については、表1-1、表2-1及び表3-1のとおりである。

これら機器のうち高圧トランス、高圧コンデンサ等は、従来より、旧通商産業省、財団法人電気絶縁物処理協会等により実態把握が進められてきたところである。

（2）その他の状況

高圧トランス・コンデンサ等以外では、柱上トランス及び蛍光灯用安定器がある。県内の柱上トランスは、P C Bが微量混入した絶縁油が付着したものと考えられており、関西電力株式会社等において保管及び処分されている。一方、安定器については、機器の性質上、不特定の事業所に販売されてきたため、正確に実態を把握できていない。このため県では、広報やアンケートの実施により、保管の届出やP C B含有機器の啓発を図るなど、P C B特措法第8条の規定による保管等の届出を行っていない事業者の捕捉に努めてきたところである。

2 使用中の製品

P C B特措法において、毎年度の届出を義務づけているのは、P C B廃棄物を保管する事業者のみであるが、P C Bを使用し、又は含んだ製品で現に使用されているもののみを所持する事業者についても、将来的には必ず廃棄物となることから、当該製品を使用する事業者に対してもその製品の使用について届出を行うよう協力を求めているところである。使用製品がP C B廃棄物となった時点において適正処理が必要であること等を啓発及び指導していくものとする。

なお、電気事業法電気関係報告規則においては、P C B使用電気工作物の設置について経済産業大臣に報告することが義務づけられている。県は、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「産業保安監督部近畿支部」という。）からこの報告に関する情報提供を受けて、P C B特措法に基づく届出の内容と突合し、実態把握に努めている。平成26年3月31日現在のP C B含有電気機器の使用状況は、表1-2、表2-2及び表3-2のとおりである。

3 P C B廃棄物の処分見込み量

P C B含有電気機器（表1-2、表2-2及び表3-2）は将来必ず廃棄物となることから、P C B廃棄物の処分見込み量は、現在保管しているP C B廃棄物量（表1-1、表2-1及び表3-1）に今後P C B廃棄物となる使用中のP C B含有電気機器量を加えたものである。

表 1 - 1

P C B 廃棄物の保管状況（和歌山県全域）

（平成 2 6 年 3 月 3 1 現在）

廃棄物の種類	保管事業場数	高濃度 P C B 廃棄物保管量	低濃度 P C B 廃棄物保管量	備考
高圧トランス	23	24台	17台	
高圧コンデンサ	232	386台	12台	
低圧トランス	5	90台	1台	
低圧コンデンサ	27	602台		
柱上トランス				
安定器	152	30389個、2890Kg		
廃 P C B	1	126L		
P C B を含む廃油	39	1個、2526.1Kg、7L	3台、17829.71Kg、8473L	
感圧複写紙	2	347.4Kg	1.12Kg	
ウエス	26	830.34Kg、1枚	3918.85Kg、1600L、1袋、3枚	
汚泥	7	2729Kg	15981.7Kg	
その他の機器等	241	308台、5949.52Kg、600L	1099台、153464.64Kg、8052L	

表 1 - 2

P C B 含有電気機器の使用状況（和歌山県全域）

（平成 2 6 年 3 月 3 1 現在）

機器の種類	使用事業場数	高濃度 PCB 含有機器使用量	微量 P C B 含有機器使用量	備考
高圧トランス	4	4台	6台	
高圧コンデンサ	26	64台	5台	
低圧トランス				
低圧コンデンサ	2	11台	170台	
柱上トランス	10		30016台	
安定器	11	1247個		
その他の機器等	52	6台	243台	

表 2 - 1

P C B 廃棄物の保管状況（和歌山県（和歌山市を除く。））

（平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在）

廃棄物の種類	保管事業場数	高濃度 P C B 廃棄物保管量	低濃度 P C B 廃棄物保管量	備考
高圧トランス	15	20台		
高圧コンデンサ	131	221台		
低圧トランス	2	81台		
低圧コンデンサ	10	167台		
柱上トランス				
安定器	79	13249個		
廃 P C B	1	126L		
P C B を含む廃油	22	1個、1556.1Kg、7L	3台、8308.27Kg、4176L	
感圧複写紙	1		1.12Kg	
ウエス	13	57.94Kg、1枚	1984.72Kg、1600L、1袋、3枚	
汚泥	5	2729Kg	13871.4Kg	
その他の機器等	124	14台、5859kg	419台、64401.99Kg、8000L	

表 2 - 2

P C B 含有電気機器の使用状況（和歌山県（和歌山市を除く。））

（平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在）

機器の種類	使用事業場数	高濃度 P C B 含有機器使用量	微量 P C B 含有機器使用量	備考
高圧トランス	3	4台		
高圧コンデンサ	15	30台		
低圧トランス				
低圧コンデンサ	1	11台		
柱上トランス				
安定器	8	680個		
その他の機器等	31	6台	164台	

表 3 - 1 (参考)

P C B 廃棄物の保管状況 (和歌山市)

(平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在)

廃棄物の種類	保管事業場数	高濃度PCB廃棄物保管量	低濃度 P C B 廃棄物保管量	備考
高圧トランス	8	4台	17台	
高圧コンデンサ	101	165台	12台	
低圧トランス	3	9台	1台	
低圧コンデンサ	17	435台		
柱上トランス				
安定器	73	17140個、2890Kg		
廃 P C B				
P C B を含む廃油	17	970Kg	9521.44Kg、4297L	
感圧複写紙	1	347.4Kg		
ウエス	13	772.4Kg	1934.13Kg	
汚泥	2		2110.3Kg	
その他の機器等	117	294台、90.52Kg、600L	680台、89062.65Kg、52L	

表 3 - 2 (参考)

P C B 含有電気機器の使用状況 (和歌山市)

(平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在)

機器の種類	使用事業場数	高濃度PCB含有機器使用量	微量 P C B 含有機器使用量	備考
高圧トランス	1		6台	
高圧コンデンサ	11	34台	5台	
低圧トランス				
低圧コンデンサ	1		170台	
柱上トランス	10		30016台	
安定器	3	567個		
その他の機器等	21		79台	

4 県内外の移動について

PCB特措法の規制対象となるPCB廃棄物の大部分は産業廃棄物である。PCB特措法第3条では、「事業者は、そのPCB廃棄物を自らの責任において确实かつ適正に処理しなければならない」と定めており、事業者が、その事業計画に従いPCB廃棄物の保管場所を移動させることは禁止されていない。また、近畿の各府県及び政令で定める市により構成される近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会においても、産業廃棄物の適正処理を確保するために広域的な処理体制の構築を目指すこととしており、JESCOによるPCB廃棄物の広域処理についてもこの方針に沿うものである。

また、PCB廃棄物は、その性状から人体に与える影響が特に甚大であることから、保管する事業場に変更があったときは、その変更のあった日から10日以内に関係する都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出なければならないこととされている（PCB特措法施行規則第6条）。

第3章 PCB廃棄物の确实かつ適正な処理の体制

1 拠点的広域処理体制の整備

(1) 高濃度PCB廃棄物の処理体制

PCBの処理技術については、1980年ごろから研究が開始され、PCB製造事業者、電気事業者、重電メーカー等を中心としていくつかの技術が開発されてきた。国においては、これらの新技術の開発が効率的に進展し、かつ技術の安全性を確立してPCB廃棄物の処理に利用できるものとするため、旧環境庁、旧通商産業省及び旧厚生省が連携して技術実証試験等を重ね、各分野の専門家による技術評価が行われてきた。その結果、PCBの分解技術として、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式、プラズマ分解方式が確立され、PCB廃棄物の処理方法として、従来から認められてきた高温焼却による処理方式に付け加えられた。

上記のPCB廃棄物の処理技術が確立されたこと、また、POPs条約、PCB特措法等が批准・制定されたことを受け、国はPCB廃棄物の确实かつ適正な処理を推進するため、JESCOを設立し、地方公共団体と調整のうえ、周辺地域のPCB廃棄物を一括して処理する拠点的広域処理施設の整備を行ってきた。国、JESCO及び都道府県・政令市等が連携し対応した結果、まず平成13年11月に北九州市に沖縄県、九州、中国、四国地区を対象とする北九州PCB処理事業所が認可を受け、その後、愛知県豊田市に豊田PCB処理事業所が、東京都に東京PCB処理事業所が、大阪市に大阪PCB処理事業所が、北海道室蘭市に北海道PCB処理事業所がそれぞれ認可を受け、処理を開始している。

関係法令（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第6条の5

1（略）

2 特別管理産業廃棄物の処分（略）又は再生に当たっては、（略）次によること。

イ～ハ（略）

ニ 廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ホ ポリ塩化ビフェニル汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

ヘ ポリ塩化ビフェニル処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はポリ塩化ビフェニルを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法

（平成4年7月3日付け厚生省告示第194号）

1～5、7～13（略）

6（略）廃ポリ塩化ビフェニル等の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ニ 光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりポリ塩化ビフェニルを分解する方法

(2) 低濃度PCB廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物とは、「微量PCB汚染廃電気機器等」及び「PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等を除く）（以下「低濃度PCB含有廃棄物」という。）」の二つのPCB廃棄物のことである。低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとしており、全国に24の施設（平成27年4月1日現在）が許可又は認定を受けた事業者が処理を行っている。処理の方法について、環境省は、安全かつ確実な処理実施のための実証実験をもとに、平成21年11月に「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」（平成24年6月改訂）を定め、平成25年2月に上記ガイドラインに低濃度PCB廃棄物を対象に追加し、名称を「低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」とした。さらに、平成25年12月に新たな処理方法として、「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドラインー洗浄処理編ー」を定めた。

また、環境省は、微量PCBの測定に関する検討委員会における検討結果を踏まえ、低濃度PCB廃棄物であるか否かの判断を行うための簡易な測定方法として、平成22年1月に「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」（平成23年5月改訂）を定めた。その後、PCBの含有量が5,000mg/kg以下のものの該当性を確認するため、平成25年2月に「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」（平成26年9月改訂）を定め、低濃度PCB廃棄物を短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の整備が図られている。

(3) 県内におけるPCB廃棄物の処理

本県は、平成15年2月19日に環境省に認可された大阪PCB廃棄物処理事業の対象地域であり、県内に存する高濃度PCB廃棄物のうち高圧トランス・コンデンサ等及びPCB油については、大阪PCB処理事業所において処分が行われている。また、これまで処理することができなかった安定器等・汚染物については、平成26年6月6日付でPCB廃棄物処理基本計画が改訂され、北九州PCB処理事業所で処理することが可能となった。

この結果、県内に保管されている高圧トランス・コンデンサ等に加えて、安定器等・汚染物の処理を計画的に進めることが可能な体制が整備されることとなった。なお、事業の期間として、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限となる計画的処理完了期限が設けられている。また、表1-2に含まれないPCB廃棄物の処理や、処理が容易でない機器の存在、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、事業終了準備期間が設けられている。

低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定制度により環境大臣の認定を受けた施設等において処理が進められている。なお、県内の低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定を受けた施設が県内に存在しないため、無害化処理認定を受けた県外の施設等を活用し処理が行われている。

また、関西電力株式会社の保有する微量のPCBが混入した柱上トランスの絶縁油と筐体については、同社が大阪市に設置した処理施設において、処分を行っている。

その他のPCB廃棄物について、環境省は、安全性の確保を前提としつつ、より効率的なPCB廃棄物の処理が図られる処理施設の設置場所の選定、新技術の評価等、処理体制の整備を図っている。今後、広域処理体制が整備されれば、関係府縣市及びJESCOと連携して確実かつ適正な処理を推進する。

施設名	所在地	処理対象	施設能力	事業の期間	
				計画的処理完了期限	事業終了準備期間
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (大阪PCB処理事業所)	大阪府大阪市此花区北港白津2丁目	B地域の高圧トランス・コンデンサ等、安定器等・汚染物（小型電気機器の一部に限る。）、C地域の車載トランスの一部及び特殊コンデンサの一部、E地域の特殊コンデンサの一部	2.0トン/日 (ポリ塩化ビフェニル分解量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日～平成37年3月31日
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (北九州PCB処理事業所)	福岡県北九州市若松区響町1丁目	A地域の高圧トランス・コンデンサ等及び安定期等・汚染物、B地域とC地域の安定器等・汚染物（大阪PCB処理事業所及び豊田PCB処理事業所における処理対象物を除く。）、C地域の車載トランスの一部、D地域のコンデンサの一部	10.4トン/日 (安定器等・汚染物量)	平成34年3月31日	平成34年4月1日～平成36年3月31日

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 収集運搬体制の整備

PCB廃棄物の適正な処理に当たっては、処理施設の整備とともに、各PCB廃棄物保管事業場から処理施設までの安全な収集運搬体制の確立が重要であることから、環境省においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方（案）」を公表するとともに、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を設置してPCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討を行い、この結果をもとに平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を定め、収集運搬体制の整備を図っている。

さらに、平成21年11月に微量PCB汚染廃電気機器等を対象とした「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」が制定され、平成25年6月に上記ガイドラインを一部改訂し、処理対象として低濃度PCB含有廃棄物を追加し、名称を「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」と改めた。これにより処理施設の能力に見合った適切な収集運搬体制が整備されている。

また、保管事業者の多くは、その保管するPCB廃棄物がごく少量であることから、保管事業場から処理施設までの運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託するものと考えられる。環境省は、廃棄物処理法施行規則を一部改正し、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可基準においてPCB廃棄物の収集運搬に関する規制の強化等を行った。県は、JESCOにおける受入体制の整備に協力するとともに、関係者（保管事業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者等）に対する啓発及び指導を実施する。

3 保管事業者による処理の支援

事業活動に伴って排出・保管されているPCB廃棄物は産業廃棄物であることから、PCB特措法に基づき、事業者が自ら又は委託により適正に処理することで、産業廃棄物の排出事業者責任を果たすことになる。しかしながら、PCB廃棄物はこれまで適正に処理する方法がなく、事業者による保管が長期化した歴史やPCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物の処分には高額な費用を要することから、国及び都道府県はPCB廃棄物処理基金（以下「基金」という。）を造成し、中小企業者等が処分を行う場合に、その処理費用を軽減するため、基金から処分業者に対して中小企業者等の費用負担軽減額を支出することとしている。また、JESCOのほか、確実かつ適正な処理を行うことができる処分業者の場合も同様の方法によって、中小企業者等の処理費用負担を軽減することとしている。なお県は、平成13年度以来、毎年基金に拠出し処理の支援を行っている。

4 県及び和歌山市の役割

(1) PCB廃棄物の実態把握に係る施策等

PCB特措法第5条第2項の規定により、都道府県は、PCB廃棄物の状況を把握する責務を有するとされている。これを受け、県及び和歌山市（以下「県等」という。）は、次に掲げる施策を実施し、PCB廃棄物の状況の把握に努める。

ア PCB特措法第8条に基づく、県知事及び和歌山市長に対するPCB廃棄物の保管等状況届出事業者数は、表1-1及び表1-2のとおりである。これらの事業者に対しては、毎年度、PCB廃棄物保管状況等届出書の提出期限を周知するとともに届出書様式を送付して、PCB廃棄物保管事業者が保管状況等の報告を確実にこなすよう指導する。

イ 過去に、PCB特措法第8条の規定によりPCB廃棄物の保管等状況について届出を行ったにもかかわらず、その後、届出を行わない事業者に対しては、電話、郵便等により届出の継続を指導するほか、適宜、職員が当該事業場を訪問のうえ担当者等に対面して届出を督促するものとする。これらの指導によっても届出に応じない事業者に対しては、PCB特措法に基づき、厳正に対処する。

ウ 今後も新たなPCB廃棄物の発生が見込まれるため、県等は、工場、病院、学校等、潜在的にPCB廃棄物を保管している可能性がある事業場に対し、積極的にPCB廃棄物の保管の有無を調査するほか、関係団体に対して未届のPCB廃棄物に関する情報提供について協力を要請するなど、県等が把握していないPCB廃棄物をなくするための取り組みを実施する。

エ 高濃度PCB廃棄物を処理するためには、高圧トランス・コンデンサ等はJESCO大阪PCB処理事業所へ、安定器等・汚染物は同北九州PCB処理事業所へ機器情報を登録する必要がある。このため、県等は、保管事業者の登録状況の把握に努め、新規保管事業者を含めた未登録事業者に対して機器情報を登録するよう啓発及び指導を行う。

(2) 安全性確保のための監視、指導等

PCB廃棄物の処理を巡っては、PCB廃棄物の保管事業場における安全性確保、保管事業場から処理施設への収集運搬時における安全性確保、PCB処理施設における安全性確保といった、各々の安全性の確保が必要である。

ア 保管事業場での安全性の確保については、PCB廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、県等は各保管事業者に対し廃棄物処理法施行規則に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう啓発を実施するほか、PCBの生活環境中への漏えいが懸念される事業場に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じた指導を行う。保管施設の改善に応じない事業者等に対しては、廃棄物処理法に基づく改善命令を発出するなど、厳正に対処する。

イ 収集運搬における安全性の確保については、環境省の定める「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」に基づくとともに、廃棄物処理法施行令に定める「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に沿って指導を行う必要がある。このため、県内においては、本庁及び地方機関並びに和歌山市の廃棄物担当部局が、さらにはそれぞれが相互に連携して保管事業者、収集運搬業者に対し収集運搬の適正な実施を監視・指導する。

また、処理施設への搬入ルートにあたる県外の関係地方公共団体と必要な情報を共有し、連携して収集運搬業者への指導を行う。

ウ 処理の安全性の確保について、その責任は一義的には処理施設の設置者に帰し、当該施設に対する法的な指導については、施設の設置許可権者たる行政庁が行うこととされているため、県内に存する高濃度PCB廃棄物を処理するJESCO大阪PCB処理事業所に対する指導は大阪市が、安定器・汚染物を処理する北九州PCB処理事業所は北九州市が行うこととなる。

しかし、当該処理施設は、本県のPCB廃棄物の適正処理を確保するために重要な施設であることから、当該処理施設の適正な運営を監視するため、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会が設置した大阪PCB廃棄物事業監視部会及び、沖縄県、九州、中国、四国、近畿、東海エリア処理事業対象地域で構成する広域的な連携のための会議等を通じ、必要な情報の収集を行いPCB廃棄物処理の安全性の確保等に努める。

(3) 計画的処理を行うための調整及び計画的搬入

PCB廃棄物は、処理施設の状況や処理能力などから計画的な処理が求められる。環境省の定めた「PCB廃棄物処理基本計画」において、PCB廃棄物の計画的な処理を確保するためには関係する都道府県及びJESCOとの調整を行うとともに、PCB廃棄物広域処理施設への計画的な搬入の方針を策定することが定められている。

ア 県内に存するPCB廃棄物の計画的な搬入については、保管事業者の規模や現状、PCB廃棄物の性状や保管状況を踏まえて、優先順位を検討する。

なお、優先順位を検討する際は、事前に保管事業者の状況調査を行う。

イ 県等は、PCB廃棄物の計画的な処理を確保するために必要な関係府県及びJESCOとの調整を行う枠組みとして、近畿ブロック産業廃棄物処理対策協議会に設置されたPCB廃棄物広域処理部会を積極的に活用し、PCB廃棄物広域処理施設への計画的な搬入の方針についても、当該部会において関係府県及びJESCOと協議を行う。また、JESCOの受入基準、処理体制等に関して関係機関を指導し、PCB廃棄物の円滑な適正処理に努める。

(4) 関係機関との連携

ア 高濃度PCB廃棄物は、JESCOにおける受入計画に基づき平成34年3月までに処理を完了する予定であること、また、JESCOが運営する大阪PCB処理事業所及び北九州PCB処理事業所において県内の高濃度PCB廃棄物を処理すること等から、その計画的な処理の推進に当たっては、JESCOの監督庁である環境省、PCB廃棄物の処理を行うJESCO、当該処理施設の監督庁である大阪市、北九州市及び当該処理施設に搬入する各府県市と強力に連携する必要がある。

イ 現在使用中のPCB使用電気工作物については、電気事業法・電気関係報告規則に基づき経済産業省の各産業保安監督部がその使用状況を把握していることから、将来発生すると予想されるPCB廃棄物を捕捉するために、県等は、産業保安監督部近畿支部と連携する必要がある。

ウ 和歌山市内に存するPCB廃棄物の保管事業者及び同PCB廃棄物に係る収集運搬事業者への指導については、政令で定める市である和歌山市が行うこととなっており、県は和歌山市と連携し、県内PCB廃棄物の計画的処理を統一的に進める必要がある。

エ これら必要な協力体制の構築について、環境省、J E S C O及び沖縄県、九州、中国、四国、近畿、東海エリアの各府縣市との情報交換、協議の場としては、(2)に示した「P C B廃棄物広域処理部会」及び広域的な連携のための会議等を活用する。

産業保安監督部近畿支部から定期的にP C B使用電気工作物の届出状況に関する情報の提供を受けることとし、県等が保有する情報については、必要に応じて産業保安監督部近畿支部に提供する。

県等は、各々が保有する情報の共有化を進めるとともに、P C B廃棄物保管事業者への啓発、指導等連携を図る。

オ 緊急時の対応

収集運搬中の緊急時の対応については、関係機関と連携して早急に適正な対処を行う。処分時における緊急時の対応については、J E S C Oに対して早急な対処を指示し、復旧対応に協力する。

(5) P C B含有電気機器の掘り起こし調査

県は、県内に存するP C B廃棄物の全容を把握するため、これまで実施していた産業保安監督部近畿支部からの情報に基づく事業者に対する届出及び処理に係る指導に加え、保有の可能性が高い電気事業法に基づく「自家用電気工作物設置者」を対象とした掘り起こし調査を実施する。この掘り起こし調査により、未処理機器の保有者リスト(台帳)を作成し、適正処理に向けて個別に指導を行う。

また、このような調査以外にも、未把握のP C B廃棄物に関する情報については、その情報の入手及び掘り起こし調査を行っていくこととする。

(6) 情報公開等による県民、事業者等の理解に係る方策

P C B特措法第5条第3項の規定により、国、都道府県及び市町村は、P C B廃棄物の適正処理を推進するため、国民、P C B廃棄物保管事業者及びP C B製造事業者等のP C Bに対する理解を深めるよう努力する責務を有するとされている。県内においても、P C B廃棄物の保管が長期化し、その処理について不安が生じるおそれがあるため、県等は、P C Bに関する情報を積極的に提供し、また公開する必要がある。

県等が県民及びP C B廃棄物保管事業者に対して提供・公開する情報としては、県内に存するP C B廃棄物保管事業者名及びその保管状況に関する情報、P C B廃棄物の計画的処理に関する情報、P C B廃棄物の性状及び安全性の確保に関する情報がある。

これらの情報を提供・公開するための施策として、以下のことを行うものとする。

ア 県民に対しては、広報誌を活用するほか、環境省、県、J E S C O等が作成したパンフレット等を県及び市町村の窓口に設置する。県内に存する保管事業者及びその保管状況に関する情報のうち、P C B特措法により公開が定められた情報については、県庁舎及び和歌山市庁舎において文書により公開するとともに、保管事業者数及びその保管数量については、県等のホームページに公開する。

イ 保管事業者に対しては、定期的に、P C B廃棄物に関する法令の情報、大阪P C B処理事業所、北九州P C B処理事業所、無害化処理認定施設に関する情報、基金に関する情報等を提供する。さらに、P C B廃棄物の適正保管に関する事項について積極的に啓発する。

ウ 関係機関に対しては、P C B廃棄物の保管方法の適正化等について協力を要請する。

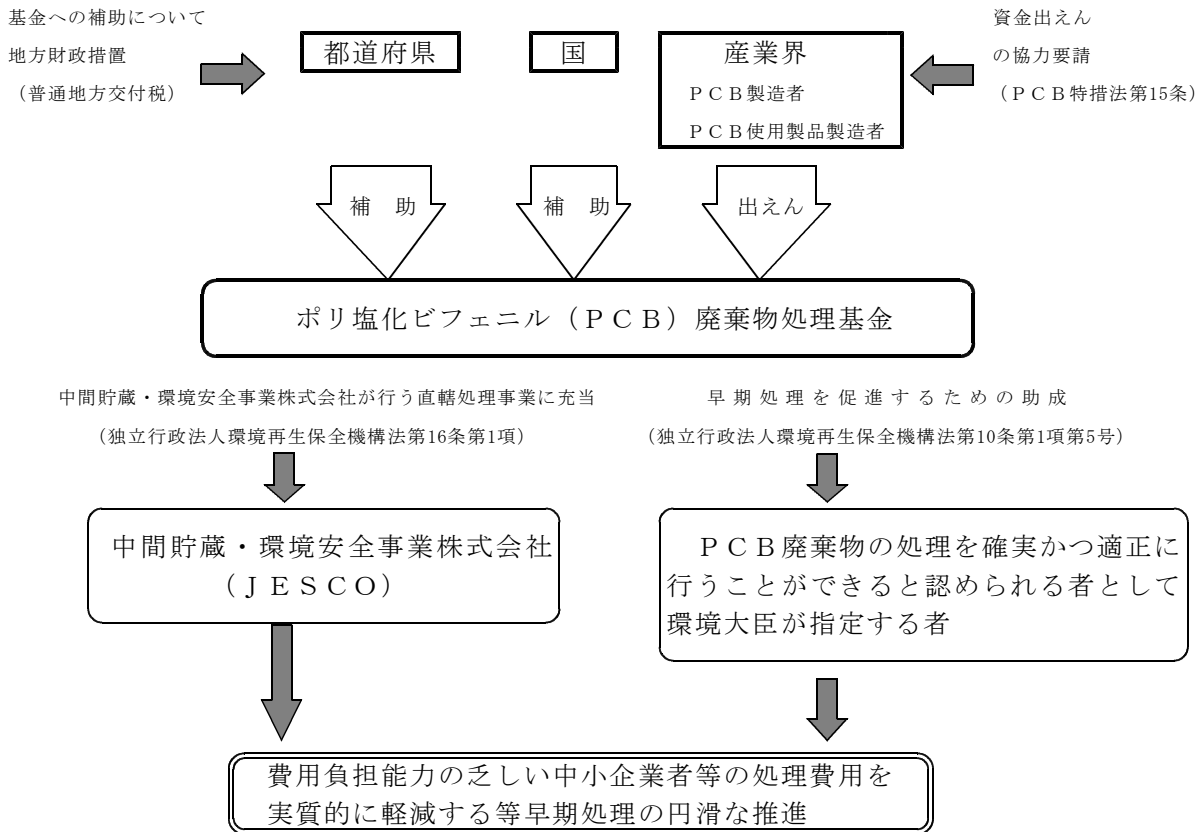
(7) P C B廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」(第3条)とされており、P C B廃棄物についても、その保管事業者が自らの費用負担において処理しなければならない。

しかしながら、PCB廃棄物は、これまでその性状から適正に処理を行う手段がなく、実質的に事業者による処理責任の履行が制限されてきた。また、PCB廃棄物の保管の長期化は、中小事業者にとっては、人的また経済的に大きな負担となってきた。このような現状に鑑み、環境省は、平成13年度にPCB廃棄物処理基金制度を創設し、この資金をもってJESCO並びにその他の環境大臣が指定するものを行うPCB廃棄物の処理事業において中小企業者等のPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

県は、この趣旨に賛同し、当該基金に対し都道府県負担分を拠出している。基金の仕組みについては、図2のとおりである。

図2 PCB廃棄物処理基金の仕組み



関係法令(抄)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(国及び地方公共団体の責務)

第5条 国は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関する技術開発の推進、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するための体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の状況を把握するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるよう努めなければならない。

5 保管事業者の役割

PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特措法及び廃棄物処理法に基づき、JESCOでの処理対象となっているPCB廃棄物については、計画的処理完了期限までに速やかに適正処理するも

のとし低濃度PCB廃棄物についても、平成38年度末までに自らの責任においてPCB廃棄物を処理しなければならない。これに伴い、保管事業者は、PCB特措法の規定に基づき、毎年、関係する都道府県知事又は政令で定める市の市長にPCB廃棄物の保管及び処分の状況について届出の必要がある（PCB特措法第8条）。また、そのPCB廃棄物の保管場所を変更した時も届出の必要がある（PCB特措法施行規則第6条）。

保管事業者は、そのPCB廃棄物が処理されるまでの間、PCBの漏えい等による人の健康及び生活環境に係る被害が生じないようにその保管状況を点検し、必要に応じて改善のための措置を講ずるとともに、紛失や不適正な処分をすることのないよう適正に保管しなければならない。

保管事業者は、これら関係法令を遵守するとともに、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県、市町村が実施する施策に協力しなければならない。また、PCB廃棄物の処理に対する県民の不安を払拭するため、自らの保管するPCB廃棄物の情報の公開に努める。

関係法令（抄）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（事業者の責務）

第3条 事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 （略）

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

6 収集運搬業者の役割

収集運搬事業者は、PCB特措法、廃棄物処理法等関係法令、PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン及び各処理施設が定める受入基準を遵守し、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために環境省、県、市町村が実施する施策に協力しなければならない。

7 その他関係者の役割

PCB廃棄物の適正な処理の推進にあたっては、国、県、和歌山市、産業保安監督部近畿支部等の行政機関、JESCO、保管事業者、収集運搬業者だけでなく、高圧コンデンサ等の機器にPCBが含まれているか否か等の情報を持っているPCBの製造者及びPCB使用機器の製造者等の関係者は、連携・協力して円滑なPCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理のために実施する施策に協力しなければならない。

また、微量のPCBによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報の収集に努め、必要に応じて当該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認するものとする。汚染の可能性がある場合には、速やかにPCB濃度を測定する等の適切な方法により対処するものとする。

参考

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務)

第4条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者（（略））は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

1 PCB処理計画の実施及び見直し

県は、本計画の実施に当たって関係者等と連携・協力し、必要な施策に努めるものとする。

なお、本計画は、PCB特措法の改正及びPCB廃棄物処理基本計画の改訂等を勘案して、必要な見直しを行うこととし、本計画を変更した場合には、県民及びPCB廃棄物保管事業者に周知するものとする。

2 PCB使用製品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む可能性があり、市町村は廃家電製品等の処理に関し、これまで通り、当該家電製品の製造者に取り外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取り外したPCBを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されなければならない。

3 使用中のPCB含有電気機器の保有事業者への対応

PCB特措法では、PCB廃棄物保管事業者が平成39年3月31日までに処理することを義務づけているが、使用中のPCB含有電気機器については、その対象外である。しかし、処理期限後に発生したPCB廃棄物の処理は排出者自ら行うことは実質的には困難であることを踏まえ、保有事業者はPCB含有電気機器の使用を計画的に中止し、PCB廃棄物として適正に保管及び処分を行わなければならない。また、県等は、保有事業者がPCB含有電気機器を適正に処理するよう啓発及び指導を行う。